

○桜川市医療福祉費支給に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第58号

改正 平成18年6月15日規則第23号

平成20年3月31日規則第12号

平成21年6月25日規則第20号

平成22年3月26日規則第13号

平成22年8月30日規則第30号

平成23年3月31日規則第7号

平成24年3月30日規則第10号

平成24年9月19日規則第28号

平成26年7月2日規則第21号

平成27年12月28日規則第51号

平成28年4月1日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、桜川市医療福祉費支給に関する条例（平成17年桜川市条例第94号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(医療福祉費受給者証の交付申請)

第3条 条例第4条の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、医療福祉費受給者証（交付・更新）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第5条第1項の規定に該当するもので、同条第3項の規定により医療福祉費の支給を受けられる場合は同項に規定する事実を証明するに足る書類
- (2) 転入者にあつては、条例第5条に規定する所得を証明するに足る書類

3 第1項の申請書を提出するにあつては、次の各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員、被扶養者にあつては、その旨を証する書類
- (2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類
- (3) 条例第2条第3号及び第4号に該当する者にあつては、市長が定める書

類

(4) 条例第2条第3号ア(イ)に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

(5) 条例第2条第3号ア(ウ)に該当する者にあつては、在学を証する書類

(6) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

4 条例第3条に定める対象者に該当する期間内にあり、医療福祉費受給者証に記載された有効期間を更新しようとする場合において、申請書に記載すべきすべての事項について、公簿等により確認することができるときは、申請書の提出を省略することができるものとする。

(平20規則12・平21規則20・平22規則30・平23規則7・平24規則10・平26規則21・一部改正)

(受給者証の交付)

第4条 市長は、前条に規定する申請書に基づいて条例第3条に規定する対象者(以下「対象者」という。)であり条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申請者が妊産婦以外の者である場合にあつては(福)医療福祉費受給者証(様式第2号)を、妊産婦(妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限る。)である場合にあつては(福)妊産婦医療福祉費受給者証(様式第2号の2)を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず申請者が対象者のうち条例第5条第1項各号に該当する者で、申請者が妊産婦以外の者である場合にあつては桜川(福)医療福祉費受給者証(様式第2号の3)を、妊産婦(条例第5条第1項第1号に該当しない妊産婦で妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷以外での受診を含む。)である場合にあつては桜川妊産婦支援医療福祉費受給者証(様式第2号の4)を交付するものとする。

3 対象者が小児であり、入院のみ対象となる場合は、(福)医療福祉費受給者証表面に入院のみ有効である旨を、外来のみ対象となる場合は、桜川(福)医療福祉費受給者証表面に外来のみ有効である旨を表示するものとする。

(平21規則20・平22規則30・平24規則10・平24規則28・平26規則21・一部改正)

(受給者証の再交付申請)

第5条 (福)医療福祉費受給者証、(福)妊産婦医療福祉費受給者証、桜川(福)医療福祉費受給者証又は桜川妊産婦支援医療福祉費受給者証(以下「受給者証」と総称する。)の交付を受けている者(以下「受給者」という。)又は条例第4条第5項に規定する保護者等(以下「保護者等」という。)は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書(様式第3号)を提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚した場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平20規則12・平21規則20・平26規則21・一部改正)

(医療福祉費の支給申請)

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、医療福祉費支給申請書(様式第4号又は第4号の2)を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは付加給付金の支給証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するにあたっては、受給者証を提示しなければならない。

(平20規則12・平21規則20・平23規則7・平26規則21・一部改正)

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(受療の手続)

第8条 対象者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

(平18規則23・平20規則12・一部改正)

(災害等による損失等の計算方法)

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和58年政令第6号)第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令(昭和38年政令第247号)第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

(届出事項等)

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し、次の各号に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は医療福祉費受給資格等変更届(様式第6号)に受給者証を添えて行うものとする。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 条例第5条に規定する扶養義務者

(4) 条例第5条に規定する所得の額

(5) 条例第2条第1号に定める者の支払い口座等

(6) 条例第2条第3号中ア(イ)に定める者の障害の程度

(7) 条例第2条第3号中ア(ウ)に定める者の在学の状況

- (8) 条例第2条第5号に定める者の障害の程度
- (9) 対象者が加入している国民健康保険又は医療保険（以下「加入保険」という。）の世帯主又は被保険者若しくは組合員
- (10) 対象者の加入保険の被保険者及びその所在地若しくは名称
(平21規則20・平24規則10・平26規則21・一部改正)

(第三者の行為による被害の届出)

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(平21規則20・一部改正)

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者が、条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、平成17年11月1日以降の医療福祉費の支給について適用し、同日前の医療福祉費の支給については合併前の岩瀬町医療福祉費支給に関する条例施行規則（平成15年岩瀬町規則第15号）、真壁町医療福祉費支給に関する条例施行規則（昭和52年真壁町規則第5号）又は大和村医療福祉費支給に関する条例施行規則（昭和51年大和村規則第8号）の例による。

附 則（平成18年規則第23号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第12号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の桜川市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の桜川市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成21年規則第20号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の桜川市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に

かかわらず、この規則による改正前の桜川医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の改正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 22 年規則第 13 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の桜川市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の桜川医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の改正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 22 年規則第 30 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお、従前の例による。

附 則（平成 23 年規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の桜川市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則の改正前の桜川市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお、使用することができる。

附 則（平成 24 年規則第 10 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 28 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の桜川市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の桜川市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成 26 年規則第 21 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
(桜川市妊産婦支援医療福祉費支給に関する規則の廃止)
- 2 桜川市妊産婦支援医療福祉費支給に関する規則(平成21年桜川市規則第19号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則による改正後の桜川市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の桜川市医療福祉費支給に関する条例施行規則及び桜川市妊産婦支援医療福祉費支給に関する規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則(平成27年規則第51号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の桜川市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の桜川市個人情報保護条例施行規則、第5条の規定による改正前の桜川市重要伝統的建造物群保存地区における桜川市税条例の特例に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の桜川市国民健康保険税条例施行規則、第7条の規定による改正前の桜川市国民健康保険税減免取扱規則、第8条の規定による改正前の桜川市長の管理に係る公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則、第9条の規定による改正前の桜川市茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施行に関する規則、第10条の規定による改正前の桜川市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則、第11条の規定による改正前の桜川市医療福祉費支給に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の桜川市成年後見制度に係る審判の請求手続に関する規則、第13条の規定による改正前の桜川市生活保護法施行細則、第14条の規定による改正前の桜川市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則、第15条の規定による改正前の桜川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則、第16条の規定による改正前の桜川市学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則、第17条の規定による改正前の桜川市子ども手当事務処理規則、第18条の規定による改正前の桜川市児童手当事務取扱規則、第19条の規定による改正前の桜川市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第20条の規定による改正前の桜川市ひとり親家庭等入学祝金支給条例施行規則、第21条の規定による改正前の桜川市老人福祉法施行細則、第22条の規定による改正前の桜川市身体障害者福祉法施行細則、第23条の規定による改正前の桜川市知的障害者福祉法施

行細則、第24条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第25条の規定による改正前の桜川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基準該当事業所の登録等に関する規則、第26条の規定による改正前の桜川市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第27条の規定による改正前の桜川市国民健康保険規則、第28条の規定による改正前の桜川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第29条の規定による改正前の桜川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則及び第30条の規定による改正前の桜川市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

医療福祉費受給者証(交付・更新)申請書(台帳兼用)

年度		作成日		住所コード		郵便番号		市区町村		世帯コード		公費負担/受給者番号								
84. 小児 86. 妊産婦 83. 重度心身障害者 85. 65歳以上重度心身障害者 87. 父子家庭		90. 小児支援 96. 妊産婦特例 95. 障害特例 91. ひとり親特例 88. 母子家庭		1 削除 2 新規 3 修正		1 年金(母子・遺族・障害・障害福祉) 2 扶養手当(特例児童・扶養手当) 3 身体障害者手帳・療育手帳 4 その他		1 該当 2 非該当 3 無申告該当		1 母・父 2 子供 3 子供のみ										
記録	1 受給者	氏名	性別	生年月日	続柄	住所コード	郵便番号	市区町村	世帯コード	交付・認定年月日			交付番号	種別						
	2 配偶者・扶養義務者									障害認定			等級	障害者名						
	3 扶養義務者									年金証書等			記号番号	支給開始年月日						
	4 被保険者									母父子区分			1 母・父 2 子供 3 子供のみ							
所得控除	前年の所得(控除前)		前年の所得(控除後)		雑損医療費	社保・小規模	障害特	扶特	老	寡	学	扶	老	免	控	非	判	判	定	額
	1 受給者																			
	2 配偶者(父・母)																			
3 扶養義務者																				
加入医療保険	保険者コード		種別	退職区分	保険区分	取得年月日	喪失年月日	被保険者証又は組合員証の記号番号		保険種別の内容			退職区分の内容		保険区分の内容					
	1									1 協会 2 組合 3 日雇 4 船員	5 共済 6 国保 7 国組 8 後期	1 本人 2 被扶養者		1 本人 2 家族						
	2									開始 終了		年 数								
	3									有効期間	最新 前日	非課 税								
4																				
銀行コード		支店コード	科目	口座番号	口座名義人(カナ)		出生予定日		妊娠届出日											
取得年月日		喪失年月日		電話番号		上記のとおり医療福祉費受給者証の交付(更新)を申請します。また、所得基準判断のため、私(扶養義務者等)の市町村民税・県民税の課税の内容について調査及び利用することに同意します。		年 月 日		住所		申請者								
事由		事由		メモ欄1		備考				氏名		印								
事由		事由		メモ欄2																
審査		審査																		
追加給付の状況		現物		有・無(代理有・無)		有・無(代理有・無)		有・無		有・無		有・無								

実印者名

様式第2号（第4条関係）

（表）

㊦ 医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の 記号及び番号	
保険種別	国・退・協会・組・船・共・国組・後期
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日 入院のみ有効 ※小児で入院のみ対象の場合
茨城県桜川市 ㊦	
交付年月日	年 月 日



(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、桜川市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収証又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
- 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに桜川市役所へ届け出てください。
- 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡、又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに桜川市役所へ返還してください。
- 5 その他おわかりにならないことは、桜川市役所窓口でおたずねください。

様式第2号の2(第4条関係)

(表)

 妊産婦医療福祉費受給者証 ◎この証は、原則として産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です。	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証の記号及び番号	
保険種別	国・退・協会・組・船・共・国組・後期
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日から 出産日の翌月末日 まで (出産予定日 年 月 日)
茨城県桜川市 	
交付年月日	年 月 日

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、桜川市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
 - 2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収証又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
 - 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに桜川市役所へ届け出てください。
 - 4 生活保護法の適用を受けるようになったときは、転出、死亡、又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに桜川市役所へ返還してください。
 - 5 その他おわかりにならないことは、桜川市役所窓口でおたずねください。
- ◎ 妊娠の継続と安全な出産のために、他診療科等の検査、診査、治療を要する場合は、産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合は対象となります。

様式第2号の3（第4条関係）

（表）

桜川医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の 記号及び番号	
保険種別	国・退・協会・組・船・共・国組・後期
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日 外来のみ有効 ※小児で外来のみ対象の場合
茨城県桜川市 印	
交付年月日	年 月 日

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、桜川市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収証又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
- 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに桜川市役所へ届け出てください。
- 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡、又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに桜川市役所へ返還してください。
- 5 その他おわかりにならないことは、桜川市役所窓口でおたずねください。

様式第2号の4（第4条関係）

（表）

桜川 妊産婦支援医療福祉費受給者証			
公費負担者番号		妊産婦支援医療福祉費	
受給者番号			
被保険者証	記号		保険種別
	番号		
保険者番号			
受給者	住所		
	氏名	
	生年月日	年 月 日	
有効期間		年 月 日から 出産日の翌月末日まで （出産予定日 年 月 日）	
茨城県桜川市 印			
交付年月日		年 月 日	

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、桜川市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
- 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、ただちに桜川市役所へ届け出てください。
- 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡、又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに桜川市役所へ返還してください。
- 5 その他おわかりにならないことは、桜川市役所窓口でおたずねください。

様式第3号(第5条関係)

医療福祉費受給者証再交付申請書

公費負担者番号		対象者 氏名	男
			女
受給者番号			年 月 日生
再交付申請 の理由			
誓 約 書			
<p>受給者証を発見したときは、ただちに返納します。受給者証紛失のために生じた事故については、貴市に負担をかけないことを誓約いたします。</p> <p style="text-align: right;">受給者 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			
<p>上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">桜川市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 〔受給者又は 保護者〕 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			

様式第4号(第6条関係)

㊦ 医療福祉費支給申請書			
公費負担者番号		受給者氏名	男・女
受給者番号		生年月日	年 月 日
保険者名及び被保険者証記号番号		保険種別	
		保険者名	
医療機関等の所在地及び名称又は氏名			
医療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血・調剤 訪問看護ステーション・コルセット その他()	医療等を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
医療機関で支払った金額 (医療保険各法の一部負担の額)	円		
<p>上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。 年 月 日 桜川市長 様</p> <p style="text-align: right;">〒 申請者 住所 〔受給者又は保護者〕 氏名 ㊦ 電話番号 () (注) 押印は、署名(自筆)の場合には必要ありません。 押印をば印に代えることは差し支えありません。</p>			
口座振込依頼書	()	銀行 信組 農協 信金	() 支店
医療福祉費の受領は右記の口座へ振込願います	普通・当座 預金		口座番号
	口座名義人(フリガナ) ()		
<p>(注) 1 添付書類 ① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書若しくは調剤明細書 ② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書 2 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額、高額療養費等を控除した額が支給されます。 3 ※欄は、市で記入します。</p>			

※支給内訳	領収書等の金額	患者負担割合金額			
		円	① 円	② 円 ③ 円	
	控除額内訳	外来自己負担金	円	附加給付金	円
		入院自己負担金	円	その他	
		他法公費負担額	円	控除額計	④ 円
		標準負担額	円		
	高額療養費	円			
交付決定額	①+②+③-④		円		

(表)

桜川妊産婦支援医療福祉費支給申請書

受給者番号			受給者氏名		
保険者名及び被保険者証記号番号			生年月日	年 月 日	
診療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット その他()		医療を受けた時期	年 月 診療分	
医療機関等記入欄	医療機関等の名称		印		
	産婦人科医等(主治医)からの診療情報提供書の有無 (紹介状の有無)		有 ・ 無		
	<p>【記入上の注意】</p> <p>1. 産婦人科医等(主治医)からの診療情報提供書(紹介状)を持参の場合は、妊産婦医療福祉費の助成対象となりますので、裏面のとおりに処理をお願いいたします。</p> <p>2. 調剤薬局では「診療情報提供書の有無」欄の記入は不要です。</p>				
<p>上記のとおり、桜川市妊産婦支援医療福祉費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>桜川市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">(注)押印は、署名(自筆)の場合には必要ありません。 押印をぼ印に代えることは差し支えありません。</p>					
口座振込依頼書	〔 〕 銀行 信組 農協 信金		〔 〕 支店		
医療福祉費の受領は右記の口座へ振込願います	普通 ・ 当座		口座番号		
	フリガナ 口座名義人				
<p>(注) 1 添付書類</p> <p>① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書若しくは調剤明細書</p> <p>② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書</p> <p>2 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額、高額療養費等を控除した額が支給されます。</p> <p>3 ※欄は、市で記入します。</p>					

※ 支給内訳	領収書等の金額		患者負担割合金額	□ 入院 □ 外来	日数	日	
	円 ①		円	附加給付額		円	
	控除額内訳	外来自己負担金額		円	他方公費負担額		円
		入院自己負担金額		円	そ の 他		円
		高額療養費		円	控 除 額 計	②	円
	交付決定額		① - ②		円		

(裏)

— 医療機関の皆様へ —

- ※1 「産婦人科医等（主治医）から診療情報提供書の有無（紹介状の有無）」欄については、主治医の診療情報提供書（紹介状）の有無を確認のうえ、○印をご記入ください。
- ※2 受診者が診療情報提供書（紹介状）を持参の場合は、妊産婦医療福祉費受給対象となりますので、下記のとおり処理いただきますようお願いいたします。

【県内医療機関を受診した場合】

妊産婦医療福祉費受給者証（白色）をご確認のうえ、マル福自己負担金のみを領収し、現物給付にて処理をお願い致します。（この申請書への記入は不要です）

【県外・及び紹介状がないとき】

通常どおり保険適用一部自己負担額を領収し、領収書を発行いただきますとともに、本人が持参した妊産婦支援医療福祉費支給申請書（この様式）の「診療情報提供書の有無」については「無」に○印を付け、本人に交付して下さい。

【記入例】

医療機関等記入欄	医療機関等の名称	医療法人 ○○△△病院 <input type="checkbox"/>
	産婦人科医等（主治医）からの診療情報提供書の有無（紹介状の有無）	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

桜川市長



医療福祉費支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 様にかかる医療福祉
費の支給について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 支給金額 円
- 2 支払予定日 年 月 日
- 3 支払方法 口座振込

この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、
桜川市長に対して審査請求をすることができます。

お問い合わせ先
桜川市役所
電話番号
内線

様式第6号(第10条関係)

医療福祉費受給資格等変更届		公費負担者番号	受給者氏名	
		受給者番号		
届出事項	変更前	変更後		変更年月日
氏名	ふりがな	ふりがな		
住所				
扶養義務者	対象者又はその父母との続柄 ()	対象者又はその父母との続柄 ()		
所得	円	円		
支払い口座等	支払い区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称	支払い区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称		
障害の程度	級	級		
高校等在学状況	学校名等	学校名等		
加入保険の世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員		
種別 保険者の名称 所在地	協会・組・船・共・国	協会・組・船・共・国		
被保険者証の 記号番号				
<p>医療福祉費受給資格の内容等について変更がありましたので、医療福祉費受給者証を添えて、上記のとおりお届けいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>桜川市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名 ㊟</p> <p>(注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>				

様式第7号(第11条関係)

第三者の行為による被害届

公費負担者番号		対象者 氏名	男 女
受給者番号			年 月 日生
その事故の要旨等 (日時、場所、状況等)	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ 場 所 状況等		
疾病又は負傷の状況			
第三者の住所(居所)及び 氏名(名称)、住所が明らかでない時はその旨			
示談の有無	有・無 (示談があった場合は示談書の写しを添えること)		
損害賠償金の額	円		
上記金額の受領年月日 (見込)	年 月 日		
<p>上記のとおりお届けいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>桜川市長 様</p> <p>届出人 受給者又は住所 保護者等 氏名 氏名 印</p> <p>(注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			

様式第1号（第3条関係）

（平27規則51・全改）

様式第2号（第4条関係）

（平26規則21・全改）

様式第2号の2（第4条関係）

（平21規則20・全改、平23規則7・一部改正）

様式第2号の3（第4条関係）

（平26規則21・追加）

様式第2号の4（第4条関係）

（平26規則21・追加）

様式第3号（第5条関係）

（平21規則20・全改）

様式第4号（第6条関係）

（平22規則13・全改、平23規則7・一部改正）

様式第4号の2（第6条関係）

（平26規則21・追加）

様式第5号（第7条関係）

（平21規則20・全改、平28規則25・一部改正）

様式第6号（第10条関係）

（平21規則20・全改）

様式第7号（第11条関係）

（平21規則20・全改）